

寄居町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

象ヶ鼻浄水場管理棟更新工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については寄居町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

令和 8 年 4 月 21 日

寄居町長 峯岸 克明

記

1 入札対象工事				
(1) 工事名	象ヶ鼻浄水場管理棟更新工事			
(2) 工事場所	寄居町大字 藤田 187 番地 2 象ヶ鼻浄水場			
(3) 工事期間	契約締結日から令和 9 年 9 月 30 日まで			
(4) 設計金額	落札者決定後に公表する。			
(5) 工事概要	・ 建築工事 ・ 機械設備工事 ・ 電気設備工事 ・ 給水管取り出し工事 ・ 外構工事			
(6) 業種名及び工事分類名	業種名	建築工事業	工事分類名	建築一式工事
(7) その他	—			
2 落札者の決定方法	本件入札は、寄居町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 (1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。			
3 入札手続きの方法	本件入札は、寄居町公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。			
4 設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。			
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和 8 年 4 月 22 日（水） 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 5 月 8 日（金） 午後 4 時 00 分まで			
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出すること。ただし、入札参加資格確認は開札後に事後審査で行うため、添付書類は不要である）。			

6 設計図書等に関する質問	令和8年5月1日（金） 午後4時00分まで		
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す提出期限までに、質問書を所定の様式により電子入札システムにより提出すること。		
7 質問に対する回答	令和8年5月8日（金）		
	質問に対する回答は、上に示す日までに電子入札システム上で掲示する。 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。		
8 入札書提出期間	(1)提出方法 入札書の提出期間に有効な寄居町建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。 ただし、寄居町公共工事等電子入札運用基準7－1「紙入札による提出」の承認を得た者はこの限りでない。 (2)提出期間 令和8年5月11日（月） 午前9時00分から 令和8年5月12日（火） 午後4時00分まで		
9 開札日時	令和8年5月13日（水） 午前10時10分		
10 入札に参加できる者の形態	単体企業		
11 入札に参加する者に必要な資格			
(1) 建設業の許可	建築工事業		
	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す業種の特定建設業の許可を受けている者であること。		
(2) 資格者名簿への登載	令和7・8年度寄居町建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、上記「（1）建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」(2)ただし書きに該当する者にあつては、寄居町長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。		
(3) 所在地	埼玉県内に本店又は支店、営業所を有し、かつ契約締結の権限を有する者を置く者であること。		
(4) 格付	業種	建築工事業	格付 寄居町内に本店を置く者については、A級又はB級の者 寄居町外に本店又は支店、営業所を置く者については、A級の者
(5) 施工実績	契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日からこの工事の公告の日までの間に国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人含む。）又は地方公共団体との請負契約により、1回の契約金額9千万円以上の建築工事の元受けとしての完成実績を1件以上有すること。		
(6) 配置予定の技術者	資格	—	
	経験	—	

	(1) 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。 (2) 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「５ 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の３月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。 なお、専任を要しない配置予定技術者であっても「５ 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日以前から恒常的な雇用関係にあること。 (3) 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。 (4) 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。 (5) 本工事は「寄居町建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。
(7) 現場代理人	本工事は下記のいずれかの場合に「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和」の「兼務を認める工事」の対象とする。 (ア) 当初請負契約額が4千5百万円（建築一式工事9千万円）未満の工事の場合 (イ) 当初請負契約額が4千5百万円（建築一式工事9千万円）以上の工事は「寄居町建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」により主任技術者の兼務が認められる場合
(8) その他の参加資格	(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、町長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 (3) 建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記(2)ただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。 (4) 公告日から落札決定までの期間に、寄居町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年寄居町告示第188号。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 (5) 公告日から落札決定までの期間に、寄居町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年寄居町告示第189号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。 (6) 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
12 最低制限価格	設定する。（寄居町建設工事等最低制限価格制度実施要領に基づき設定） なお、算出における経費等の取扱いについては埼玉県「最低制限価格等の算出における経費等の取扱い」を準用する。
13 入札保証金	契約規則第7条の規定により免除とする。

14 契約保証金	(1) 落札者は契約金額の100分の10（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に寄居町を被保険者とする履行保険契約を締結し、その保険証券を提出した者は免除する。 (2) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
15 支払条件	
(1) 前金払	する。（その額は会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の40%以内とする。1万円未満の端数は切り捨てる。）
(2) 中間前金払	する。（中間前払いを選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。） 寄居町公共工事等の前金払に関する規則第2条第2項による。
(3) 部分払	する。（年度終了時の部分払い検査によるものに限る。）
(3) 各会計年度の支払限度額	令和8年度 請負代金額の概ね7割 令和9年度 請負代金額の概ね3割 表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。
16 現場説明会	開催しない。
17 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	(1) 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 (2) 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の<u>100分の10</u>に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の<u>110分の100</u>に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	(1) 入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。 (2) 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	(1) 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 (3) 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	寄居町公共工事等電子入札運用基準によるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 (2) 参加資格審査のために町長が行う指示に落札候補者が従わないとき、

	当該落札候補者のした入札 (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (4) 電子証明書を不正に使用した者がした入札 (5) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 (6) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 (7) 談合その他不正行為があったと認められる入札 (8) 虚偽の一般競争参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 (9) 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札 (10) やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 ア 入札者の押印のないもの イ 入札金額を訂正したもの ウ 入札金額以外の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの エ 押印された印影が明らかなでないもの オ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかなでないもの カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をしたもの (11) その他公告に示す事項に反した者がした入札
18 その他	(1) 寄居町競争入札参加者心得を熟知の上、寄居町公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。 (4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
19 この公告に関する問い合わせ先	寄居町役場 企画財政課 管財契約班 電話 048-581-2121 内線322